

P.86

◆（山本由美子議員） おはようございます。

ただいま、議長より発言のお許しをいただきました公明党議員団の山本由美子でございます。通告に従い、質問をさせていただきます。

まず初めに、ヘルプカード・ヘルプマークについてお伺いいたします。

障害や難病などを抱えた人が、緊急連絡先や必要な支援をあらかじめ記載しておき、災害時や日常生活の中で困ったときに提示することで、周囲の配慮や手助けを求めやすくするためのヘルプカードや、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、外見上、援助や配慮を必要としていることがわかりにくい方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくするためのヘルプマークを作成し、配布する動きが、全国の自治体に広がりにつつあります。

障害を有する方の中には、みずから困ったと伝えられない方、手助けが必要なのにコミュニケーションに障害があって困ったことを伝えられない方、困っていることを自覚できない方もおられ、周囲の方は障害の内容や求めておられることがわからず、どう支援していいのかわからない状況があり、その両者をつなげるためのきっかけをつくるツールがヘルプカードであります。また、周囲からの配慮を必要としているものの、外見からはわかりにくい方のために、例えば公共交通機関の優先座席に座りやすくなるなど、周囲の方に理解してもらうために有効なものがヘルプマークになります。手助けが必要な人と、手助けをする人をつなぐ大切なかけ橋になります。

お手元に配付させていただきました資料Aの1がヘルプカード、2がヘルプマークです。ヘルプカード、ヘルプマークについて、本市の認識をお聞かせください。

P.87

◎健康福祉部長（小川泉） 健康福祉部長、お答えいたします。

今、議員から御紹介がございましたヘルプカードでございますけれども、平成24年10月に東京都が導入いたしまして、普及にも力を注がれ、東京都内にとどまらず、全国でも導入を進めることを目標に、啓発を進められているところでございます。当市におきましても、必要性が高いことは認識しておりますが、より効果を高めるために、市単独での取り組みではなく、府下全域で共同の取り組みを行うべく、京都府に対しまして提案をしたところでございます。このことから、本年度、府も事業化に向けまして、府下の自治体の意見を聞きたいとされております。

本市におきましては、実施に向けまして、京都府及び府下の市町村と連携しつつ、取り組みを進める考えでございます。

P.87

◆（山本由美子議員） 今、認識についてお聞かせいただきまして、必要性を感じているということで、また府のほうも導入に向けて、今、各自治体に意見聴取をされているということで、聞かせていただきました。東京都のほうが先進的に取り入れておられるということで、ガイドラインのほうにも、ヘルプカードがこんなことで役に立ちましたということで、紹介されておりました。聴覚障害の方が救急車を利用した際に、救急隊がヘルプカードを見て、手話通訳が必要であることを知り手配ができたことや、また、防災訓練などでヘルプカードを使用することで、災害時の要援護者への支援について理解が広まったということが、紹介されておりました。

今、部長のほうからもありましたけれども、東京都ではこれまで、各自治体でデザインや形態などが違う独自のヘルプカードが作成されておりましたけれども、東日本大震災を踏まえて、障害者の方から、自治体を越えて移動する際にも活用できるものが欲しい、また一般の人には余り知られていないことが不安という声があって、都内で統一的に活用できる標準様式を定められました。また、作成ポイントや支援者に必要な配慮をまとめた区市町村向けガイドラインも策定して、標準様式に基づいて、このヘルプカード・ヘルプマークを作成する自治体には補助金を交付して、ヘルプカード・ヘルプマークの普及に努められております。

平成25年6月定例会において、このヘルプカードを本市に導入してはという質問に対して、今、説明をさせていただきました、この東京都の事例を引かれて、本市だけの取り組みにとどまらず、京都府下を含めた連携の中で、京都府レベルでの取り組みとして提案してまいりたいという御答弁でありました。広域的に取り組まないことには有効性を発揮できないだろうということであったと思います。

2番目の質問としましては、府との連携も含めて、導入に向けての進捗状況ということでしたけれども、今、1番のほうでちょっと説明をいただきましたけれども、改めてちょっとつけ加えとかありましたら、御答弁いただきたいと思います。

P.88

◎健康福祉部長（小川泉） 京都府におきましては、先ほど申し上げましたように、ちょうどこの南丹エリアで、9月10日に市町村との意見交換会がございました。京都府はそういったことで、来年度以降の導入に向けまして、前向きに検討されているという情報も入っております。

先ほども申し上げましたけれども、当市といたしましても、他の自治体と共同歩調をとりつつ、導入を進めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

P.88

◆（山本由美子議員） 今、ヘルプカードのことについては、導入にということでおっしゃってくださったのですが、このヘルプマークも同時に導入していた

だけるといふことで理解してよろしいでしょうか。

P.88

◎健康福祉部長（小川泉） 京都府とも、そのことについては協議をいたしておりますので、同時に導入はしていただけるものと、このように考えております。

以上でございます。

P.88

◆（山本由美子議員） ありがとうございます。

府のほうで広域的に事業を展開していただけるということですので、今後は市民の方にこのヘルプカード・ヘルプマークというものがどういうものなのかということを知っていくことが重要になってくると思いますので、また障害者への理解を深めて、つながりのある地域づくりを目指して、今後とも取り組みをいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それではさらに、障害などを抱えた方への支援として、京都府の制度ではありませんが、「京都おもいやり駐車場利用証制度」のさらなる普及、周知にも努めるべきと考えます。お手元の資料Aに掲載しておりますが、京都おもいやり駐車場、これが利用証であります。現在は普通車専用駐車場には2区画、京都おもいやり駐車場が設置されておりますが、庁舎横の軽自動車専用駐車場に京都おもいやり駐車場を設置する考えはないか、お尋ねいたします。

P.88

◎総務部長（門哲弘） 総務部長、お答えを申し上げます。

今、議員からもありましたように、おもいやり駐車場につきましては、本庁舎の普通車用に2カ所、それと庁舎の別館がございます。そちらにはプラスワン駐車場ということで、幅が同じですけれども、それが1カ所、既に御利用いただいております。

そして、今、御指摘のありましたように、軽自動車専用の臨時駐車場でございますけれども、駐車可能エリアの整備が無事に終えられましたことから、現在、必要な方が利用できるスペースを1カ所確保いたしまして、京都府に対しまして、おもいやり駐車場の登録を申請中でございます。まだ認可のほうは受けておりませんが、そういう状況でございます。

P.89

◆（山本由美子議員） ありがとうございます。登録を申請中ということで、聞かせていただきました。

軽自動車を利用された方で、市民ホールの横の出入り口から利用される方がおられまして、できたらそこにおもいやり駐車場をとということで聞いておりましたので、今回質問させていただきました。前向きに取り組んでいただいているということで、ありがとうございます。

それでは次に、利用証の交付対象者は、障害者、難病の方、妊産婦、高齢者とそれぞれ担当課が異なっていますが、制度の周知はどのようにされているのか、お聞かせください。

P.89

◎健康福祉部長（小川泉） 対象者への周知についてのお尋ねでございますが、関係課の窓口パンフレットの配架、また障害のある方につきましては、障害福祉課の窓口での手帳交付時に、対象者に障害福祉制度の案内とあわせまして、紹介を行っているところでございます。また、市の広報紙、ホームページ等で制度の普及啓発も行っているところでございます。

P.89

◆（山本由美子議員） 高齢者の場合には、要介護1から5の方を乗せて移動する車を運転する方にも利用できるというふうになっておりますし、また、妊産婦さんは母子手帳を取得されてから、産後12カ月までの方が利用いただけるようになっておりますので、手帳の交付時に丁寧に説明をしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは次に、京都おもいやり駐車場利用証交付申請書の申請窓口は、近くでは南丹市、園部町にあります南丹保健所となっておりますが、本市にもこの申請窓口を設置できないか、お尋ねいたします。

P.89

◎健康福祉部長（小川泉） 今現在ですけれども、南丹保健所だけでなく、京都府の南丹広域振興局におきましても申請書の受付をいたしておりますので、本市の場合につきましては、南丹広域振興局への申請を案内しているという状況でございます。

なお、本市での申請書の受付窓口の件でございますけれども、京都府が直接確認をする書類の関係で、扱いが難しいものと考えます。

P.90

◆（山本由美子議員） 南丹広域振興局でも取り扱っていただけるということで、私が聞かせていただいたときには保健所のみということで聞かせていただいていたので、もう今現在、既に使えるようになっているのでしょうか。

P.90

◎健康福祉部長（小川泉） 私どもの御案内から、あるいはちょっと5分ほどかかりますけれども、南丹広域振興局のほうでも扱っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

P.90

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。

それでは今後も、必要な方に利用していただきやすい環境づくりと、そして周知のほうを徹底していただきますよう、よろしく願いいたします。

次に、コンビニ交付についてお伺いいたします。

本年10月からマイナンバー制度実施に伴う通知カードの送付が始まり、来年1月以降、申請に基づき、個人番号カードが交付されます。このカードを使用し、コンビニエンスストアにおいて、住民票の写しなどの証明書を自動交付するサービス、いわゆるコンビニ交付を市民サービスの向上と窓口業務の効率化、コスト削減の観点から、マイナンバー制度のスタートに合わせて導入を検討する自治体が急増しています。コンビニ交付の導入につきましては、平成24年9月定例会で提案し、予算特別委員会においても質疑してまいりました。平成27年度予算特別委員会においても、マイナンバー制度によるシステム構築が必要であり、具体的な時期は未定という答弁でした。しかし、この9月定例会で提案された議案の中に、住民票等コンビニ交付システム導入業務委託経費が債務負担行為として上げられておりました。コンビニ交付の導入に向けての本市の考えを改めてお伺いいたします。

P.90

◎環境市民部市民生活・保険医療担当部長（西田稔） 環境市民部市民生活・保険医療担当部長、お答え申し上げます。

コンビニ交付につきましては、市民の皆さんの利便性に大変大きな効果があるというふうに認識をしておりますし、また、庁舎の窓口や駐車場、これらの混雑緩和にもつながるものというふうに考えております。

本市におきましては、今年度、基幹業務支援システムを導入いたしましたところでございますけれども、これによりまして、コンビニ交付に要するシステムにつきましては、従来に比べ、非常に低価格で構築できるということになりました。こうしたことから、現在設置しております自動交付機にかえまして、平成28年度中にコンビニ交付の導入を図るということといたしまして、本議会に債務負担行為設定のための議案を提出させていただいたところでございます。

P.91

◆（山本由美子議員） 平成28年度中に導入していくということですが、具体的にいつからというか、何月ぐらいからというのがわかりましたら、教えていただきたいと思っております。

P.91

◎環境市民部市民生活・保険医療担当部長（西田稔） システム構築には、およそ9カ月程度かかるのではないかと見込んでおりますので、早くとも来年の第3四半期ぐらいからということで、今現在想定をいたしているところでございます。

P.91

◆（山本由美子議員） わかりました。ありがとうございます。

それでは、コンビニ交付にかかる初期コストと運用コストについて、お尋ねいたします。

P.91

◎環境市民部市民生活・保険医療担当部長（西田稔） 初期導入経費といたしましては、基幹業務システムと連携いたしまして、証明書のデータをつくると、そういうシステムの構築が必要となりますので、それに最大約2,000万円程度必要かを見込んでおります。

運用経費につきましては、その証明書のデータをコンビニのほうに送信をいたしますシステムの使用料、あるいはこのコンビニ交付を運営しておりますのが、地方公共団体情報システム機構というところがございますけれども、そちらのほうに支払う負担金、こういったものがございまして、年間約1,000万円程度を見込んでいます。

なお、初期導入経費と、導入後3年間の運用経費につきましては、その2分の1が特別交付税で措置されるというふうになっております。

P.91

◆（山本由美子議員） 初期コストが約2,000万円、運用コストが1,000万円ということで、経費が3,000万円かかるわけですが、国のほうから特別交付税措置がとれるということで、市の負担が1,500万円ということではよろしいでしょうか。

P.91

◎環境市民部市民生活・保険医療担当部長（西田稔） はい、そのように考えております。

P.91

◆（山本由美子議員） そうしましたら、市の負担として1,500万円かかるということですが、コンビニ交付が実現すれば、市民の利便性向上につながるというふうに言われております。具体的にお示しをいただきたいと思っております。

P.91

◎環境市民部市民生活・保険医療担当部長（西田稔） コンビニ交付を導入いたしますと、全国で約4万5,000店舗ございますコンビニ、それから亀岡市内には今現在、約30店舗ございますけれども、これらにおきまして、土曜日、日曜日、祝日を含めて、朝の6時半から夜は11時まで、証明書の交付が受けられるというふうになります。現在は、市役所までおいでいただくか、郵送で申請していただくということになっておりますけれども、コンビニ交付が導入されますと、全国におきまして、およそ2、3分ぐらいの操作で証明書の発行が可能というふうになっております。

ので、例えば通学、通勤、あるいは買い物のついで、また仕事先や単身赴任先、こういったところでも手軽に交付を受けていただくことができますので、大変便利になると考えております。

発行する証明書につきましては、住民票の写しと印鑑登録証明書に加えまして、住民票記載事項証明書、この3種類ということで、今現在は考えているところでございます。

P.92

◆（山本由美子議員） それでは、現在稼働しております庁舎前の自動交付機にかかる経費と、その運用状況について、お聞かせください。

P.92

◎環境市民部市民生活・保険医療担当部長（西田稔） 現在の自動交付機につきましては、市役所のATMコーナーに1台設置いたしております、土日、祝日を含みます夜8時まで稼働いたしております。

運用にかかる経費ですが、現在は年間約1,100万円というふうになっております。

それと、運用の状況、平成26年度末の自動交付機用のカードの発行累計枚数ですけれども、住民票にかかりますつつじカードが6,736枚、印鑑登録証明にかかりますさくらカードが3万1,418枚となっております、平成26年度の証明書発行枚数につきましては、住民票の写しが総数3万9,469枚のうちの7%、2,850枚、印鑑登録証明書が総数2万9,695枚のうち34%、1万108枚となっております。

P.92

◆（山本由美子議員） 今、維持管理経費が年間約1,100万円と、多額の経費がかかるというふうに聞かせていただきました。交付率は、住民票の写しが7%、印鑑登録証明書が34%ということで、低くなっております。その現状を踏まえて、自動交付機の運用について、最初もちょっと触れられましたけれども、今後の方向性についてお聞かせいただきたいと思っております。

P.92

◎環境市民部市民生活・保険医療担当部長（西田稔） 自動交付機につきましては、現在の利用状況を考えますと、コンビニ交付を導入した時点で、即座に廃止ということは少し難しいかなというふうに考えております。したがって、自動交付機用のカードの発行につきましては、コンビニ交付を始めました時点をもちまして廃止していきたいと考えておりますけれども、今までに発行済みのカードによる自動交付につきましては、多少の時間をいただきまして、継続利用をしてまいりたいというふうに考えております。その間に、マイナンバーカードへの切りかえを促進してまいりたいと、そういった考えでおります。

以上でございます。

P.93

◆（山本由美子議員） 即座には廃止できないということで、聞かせていただきましたけれども、コンビニ交付と自動交付機、ともに経費がかかるわけですので、一定の期間を定めて廃止の方向に取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

個人番号カードによる多目的利用が今後考えられますけれども、コンビニ交付を利用するにも、個人番号カードが必要となってまいります。コンビニ交付で市民の利便性が向上するといっても、この個人番号カードを取得されなければ、利用することができません。個人番号カード普及のための取り組みをお聞かせいただきたいと思っております。

P.93

◎環境市民部市民生活・保険医療担当部長（西田稔） 現在、自動交付機等におきましては、住民票の写し等の証明書の発行手数料につきましては、1通300円といたしております。コンビニ交付の先ほど申し上げましたような運用経費を考えますと、コスト的にはそれと同額の1通300円ということが適当と考えておりますけれども、全国的にはコンビニ交付でございますとか、マイナンバーカードの普及、これらを図るために、コンビニ交付の手数を引き下げると、こういった動きも今ございます。したがって、今後、他市の状況等も踏まえまして、慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

P.93

◆（山本由美子議員） 今、部長が言われたように、他市では窓口とコンビニ交付の差をつけて、このカードの普及を図っておられる自治体が多くあります。300円を200円にされたり、300円を250円にされたりなど、自治体によっていろいろですけれども、そのあたりも御研究されるということでしたので、あわせてよろしくお願いたします。

できるだけ多くの方に、この個人番号カードを取得していただけるような取り組みを進めていただきたいと思っております。また、周知のほうも、この平成28年度からコンビニ交付を実施するということで、できたら前もってその予告をしていけるような取り組みもまた考えていただければというふうに思っております。

コンビニ交付を利用するには、この個人番号カードが必要なんだというようなことを、市民の方に知っていただくということも、また考えていただきますように、あわせてよろしくお願いたします。

それでは最後に、確認をさせていただきたいと思っております。

マイナンバー制度の導入により、年金や福祉などの申請時に、これまで用意していた住民票など証明書の添付が減るなど、添付書類の削減により行政手続が簡素化されると新聞等に掲載されていますが、このような中で、コンビニ交付導入の必要性について、本市の見解を聞かせてください。

P.94

◎環境市民部市民生活・保険医療担当部長（西田稔） マイナンバー制度が導入されました後におきましても、税あるいは社会保障以外の手続、また民間事業者に提出いただく分、これらに対しましては、従来どおり証明書の添付が必要と考えておりますので、今後も住民票あるいは印鑑証明の需要につきましては、大きく減少はしないと考えております。

マイナンバーカードの普及の見込みでございますけれども、ことし7月に国が行いました世論調査によりますと、24.3%の方がカードの取得を希望するという結果が出ておまして、今後、相当枚数が普及するというふうに考えております。

コンビニ交付につきましては、市民の利便性向上はもとより、事務の効率化、あるいは将来的には経費の削減といったことにもつながります有効なシステムでございますので、早期に導入してまいりたいというふうに考えているところでございます。

P.94

◆（山本由美子議員） ありがとうございます。

コンビニ交付は、市役所の閉庁時間を気にせずに、全国どこでも6時半から11時まで、それぞれの生活リズムに合わせたタイミングで証明書を取得することが可能になるということで、市民サービスの向上につながることを御説明をいただきましたし、また必要性ということも今、御説明をいただきましたので、できるだけ計画どおりに実施していただいて、早い時期の導入を目指していただくことを要望させていただきます。次の質問にいかせていただきたいと思います。

それでは次に、子育て支援体制の充実について、お伺いいたします。

平成27年4月より本格施行された子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図るため、亀岡市子ども・子育て支援事業計画が策定されました。その計画に基づき、本年4月より新規施策として中部保育所、亀岡市子育て支援センター、NPO法人亀岡子育てネットワークの3カ所に利用者支援専門員を配置し、利用者支援事業が実施されております。本事業の概要及び導入後の実績をお聞かせください。

P.94

◎健康福祉部長（小川泉） 健康福祉部長、お答え申し上げます。

今もございましたように、本年度の新たな子育て支援の取り組みといたしまして、利用者支援事業を市内3カ所で実施いたしております。

この事業の概要でございますが、子育て中の親子などが集まりやすい場所におきまして、利用者支援専門員を配置しまして、教育・保育施設や地域子育て支援事業の円滑な利用に向けまして、各種の情報の提供と必要に応じて相談や助言等を行う中で、利用者の個別ニーズに応じたきめ細かな支援を行うものでございます。

8月末までの取り組み状況についてであります。3カ所で計572件の相談がございました。主な内容につきましては、子どもや親の体・健康に関すること、出産・

子育て不安に関すること、保育所・幼稚園への入所に関する事などとなっております。

P.95

◆（山本由美子議員） 今現在は3カ所ということですが、今後の方向性について、お聞かせいただきたいと思います。

P.95

◎健康福祉部長（小川泉） 今後の方向性でございますが、亀岡市子ども・子育て支援事業計画でも定めておりますが、計画的に本事業の取り組み数をふやす、こういうこととしております。具体的には、平成31年度までに6カ所を計画目標といたしております。このことによりまして、個別ニーズに応じたきめ細かな利用者支援を実施いたしますとともに、関係機関との連絡調整、連携、協働の体制づくりに努めてまいります。

P.95

◆（山本由美子議員） 平成31年度までに6カ所計画されているということで、聞かせていただきました。1番で質問させていただいた答弁の中にもありましたけれども、短期間ではありますけれども、本当に身近な場所において、保護者の方に寄り添いながら、多くの相談を受けておられるということ伺いまして、今後も6カ所ということですが、身近な場所ということで、もう少しふやすということも考えていただきたいなというふうに思います。場所の選定などは、どういうふうな形で決めようと思われているのか、もしわかればお願いいたします。

P.95

◎健康福祉部長（小川泉） 現在は、この3カ所の選定につきましては、まず公立保育所で1カ所、そして中央型でございます子育て支援センターというところで1カ所、そして周辺で支援センター、いわゆる民間でゆりかご広場等々、集い型をしていただいている場所で1カ所と、こういうようにいたしておりますが、今後はこういうものの中で、公立だけではなくて、民間保育園等も含めまして広げていきたいと、このように考えております。

P.95

◆（山本由美子議員） ありがとうございます。

利用者支援事業の現状と今後の計画ということで、今、聞かせていただきました。利用者支援事業は、子ども・子育て支援事業計画とともに、車の両輪として位置づけられている重要な事業であります。利用者支援事業には、主に行政機関の窓口を活用する特定型、行政窓口以外で親子が継続的に利用できる施設を活用する基本型、そして、子育て世代包括支援センターを活用する母子保健型の3つのタイプがあります。

本市は、先ほど御説明いただきましたように、親子が身近な場所で日常的に利用できる施設を活用して、さまざまな子育て支援情報の提供を行う基本型を実施していますが、特定型と基本型というのは、基本的に出産後の幼児期における支援体制となっております。母子保健型は、保健師などが専門的な見地から、総合的な相談支援を実施して、妊産婦などに対してきめ細かい支援を行います。母子保健型を導入することで、妊娠期から子育て期までの包括的な支援体制を構築していくことも必要ではないかと考えます。

政府は、地方創生の総合戦略として、平成27年度中に子育て世代包括支援センター、日本版ネウボラ、このネウボラというのは、フィンランド語で「アドバイスを受ける場所」という意味なのですけれども、このネウボラを150カ所に整備して、おおむね5年後までに全国展開を目指すというふうにされておりますが、妊娠、出産、子育て期の切れ目のない支援体制を整備し、利用者支援事業、母子保健型である子育て世代の支援を行うワンストップ拠点子育て世代包括支援センター設置についての考えをお聞かせください。

P.96

◎健康福祉部長（小川泉） お尋ねの母子保健型の関係でございますが、今もございましたように、妊娠期から子育て期にわたりますさまざまなニーズに対しまして、切れ目のない総合的相談支援を提供しますワンストップ拠点、子育て世代包括支援センターの整備ということで、保健師等の専門員が妊産婦等に対しましてきめ細かな支援を実施するというものでございます。当市におきましては、健康増進課あるいは子育て支援課等々、それぞれの所管でその任務は行っているわけでありましてけれども、包括的ということになりますと、今後、制度の実施につきまして、実施主体、こういうものも含めまして、調査研究を行いまして、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

P.96

◆（山本由美子議員） 子育て世代包括支援センター、日本版ネウボラに先進的に取り組んでおられます名張市に、7月、視察に行つてまいりました。名張市では、新たなセンターを建てるというのではなくて、既存の公民館を「まちの保健室」として、市内15カ所に設置されまして、看護師と社会福祉士をチャイルドパートナーとして配置し、身近な相談場所、名張版ネウボラとして活用されております。ネウボラの導入前は、母子健康手帳交付、そして乳児家庭の全戸訪問、1歳半健診など、親と接する機会が限られていて、一度きりの訪問やほかの親子も集まる健診では、お母さんの本音を聞き出すのは難しかったというふうに言われておりました。そこで、導入後は妊娠期から子育て期まで包括的な相談体制をとられまして、児童虐待の問題も見つかつて、初めて親の悩みに気づくケースも多かったということがありました。

また、この「まちの保健室」に相談事がなくても立ち寄れるようにということで、紙おむつ専用のごみ袋を無料配布するという工夫もされておりました。特に、母子健康手帳を交布されてから、乳児家庭全戸訪問までの間、お母さんとのつながりが希薄になる、そういう期間において、産前産後サポート事業であるとか、産後ケアであるとか、そういうことに取り組んでおられました。本市としても、亀岡版ニューボラということで、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思っております。

平成27年3月に策定されましたこの亀岡市子ども・子育て支援事業計画の中には、利用者支援事業の母子保健型は盛り込まれておりませんでしたけれども、この実施主体、先ほども言われていましたけれども、基本型を実施する中で、いろんな課題も出てくると思いますし、母子保健型の必要性も高まってくる、そういうときには、実施主体でありますこの市あるいは市が委託する民間の体制を整えば、この事業計画の中に入っていないなくても導入をしていただけるのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

P.97

◎健康福祉部長（小川泉） 計画になくてもということでございますが、やはり、子育ての中でいろんなニーズが出てくるというふうに思います。そうした中で、今、議員御指摘のように、こちらのほうもそのニーズにお応えするというのも、市としては一定必要ではないかというふうに考えておりますので、またそれなりの委員会もございます。御意見を聞きながら、また導入に向けては検討してまいりたいと、このように考えております。

P.97

◆（山本由美子議員） 今後もこの利用者支援事業、基本型の充実と、そして若い世代が安心して妊娠、出産できる環境の実現を目指して、特にこの妊産婦の孤独、孤立を防ぐためにも、産前産後サポート事業、また産後ケア事業というものを実施できるように、この母子保健型導入に向けて取り組みをいただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは最後に、自転車の安全対策についてお伺いいたします。

信号無視などの危険な行為を繰り返す自転車運転者に、自転車運転者講習を義務づける改正道路交通法が本年6月1日に施行されました。これを契機に、社会全体で自転車マナーの向上を進めることが重要だと考えます。講習の対象となるのは、3年以内に2回以上、改正法が定める危険行為で検挙された14歳以上の運転者となります。これまでは、危険行為をしても警察による注意のみで済まされることも多く、今回の改正で講習が義務づけられたことから、運転者の安全意識が高まると期待されております。

資料のBをごらんいただきたいと思います。改正道路交通法が危険行為と規定する14項目は、信号無視のほか、酒酔い運転や歩道での歩行者妨害などがあります。

携帯電話を操作しながらの運転、ヘッドフォンやイヤホンの着用、片手で傘を差しながら運転するなどにより事故を起こした場合、安全運転義務違反の対象となることがあります。これらの行為はしばしば見受けられ、警察や自治体は制度の周知を徹底する必要があります。自転車運転者講習制度の周知について、本市はどのように取り組まれているのか、お聞かせください。

P.97

◎総務部長（門哲弘） 総務部長、お答えを申し上げます。

改正道路交通法の周知につきましては、亀岡警察署が各小中学校での交通安全教室、老人会等での交通安全高齢者講習会、また市内スーパーでの啓発活動を実施されております。亀岡市におきましても、高校生を対象とした自転車マナー向上啓発活動での周知チラシの配布やインターナショナルセーフスクール活動の中で、保護者への周知を図るなど、関係機関が連携して広く呼びかけを行っているところでございます。

P.98

◆（山本由美子議員） 私はこの自転車運転者講習制度について、本市はどのように周知をされているのかと思って、ホームページを見せていただいたのですが、その部分が掲載されていなかったように思われますので、市のホームページ、安全・安心、防災情報の交通安全という部分に、ぜひこの制度のことを周知していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

P.98

◎総務部長（門哲弘） 先ほども申しました啓発チラシ、こういったものを高校2カ所のほうに配布をするなどして、啓発に努めております。これはもちろん京都府のホームページにも載っておりますので、リンクを貼る等、その辺については対応していきたいと思っております。

以上です。

P.98

◆（山本由美子議員） ありがとうございます。

それでは、全国における平成26年の自転車乗用中の交通事故件数は10万9,269件、平成22年以降、減少傾向にあるものの、交通事故件数に占める割合は19%と、いまだに2割程度で推移しております。また、自転車事故による死者数は540人で、依然として多く、悪質な運転への対策が求められています。本市におきましては、平成26年1月から12月までの交通事故件数が309件、そのうち自転車による事故が47件で、交通事故件数に占める割合は15%ということでした。47件のうち15件が10代ということで、小学生、中学生、高校生によるもので多くなっているという現状をお聞きいたしました。

今回の自転車運転者講習制度の対象年齢が14歳以上となっておりますので、この

教育現場における制度の周知と交通安全教育の取り組みについて、先ほどもちょっと触れていただきましたけれども、お聞かせいただきたいと思います。

P.98

◎教育部長（木曾布恭） 教育部長、お答え申し上げます。

今回の法改正に伴い、国のほうから制度の周知依頼がありました。市内の小中学校長に対し、リーフレットデータを送信し、児童生徒への指導と教職員等への周知徹底を図ったところであります。

また、交通安全教育の取り組みとしまして、先ほどありましたように、小学校においては警察から担当者を招き、交通安全教室において、自転車の正しい乗り方や横断歩道の渡り方などの指導を受けております。

その他、児童に交通知識の習得と交通安全の実践行動の習慣化を図り、交通事故防止を目的とした交通安全子ども自転車大会に全小学校が参加をしております。その他、自転車の安全な乗り方を指導、周知する京都府警による自転車教室を実施し、自転車運転免許証の交付を受けているところでございます。

また、中学校においては、学校の実情に応じて、自転車通学の生徒に許可証を配布する際や、毎年度当初、自転車運転の注意事項や交通ルールの遵守など、指導しております。今年度においても、自転車運転者講習啓発リーフレットの教室掲示や個別配布も行っております。機会あるごとに、交通安全について指導を行っているところでございます。

P.99

◆（山本由美子議員） 免許も要らずに気軽に乗れるのが自転車の利点の1つですけれども、一方で危険な事故と隣り合わせになることを忘れてはならないというふうに思っております。

平成25年には、当時小学5年生の少年が乗った自転車と歩行者の衝突事故の損害賠償訴訟で、神戸地裁が約9,500万円という自動車並みの損害賠償判決を出しました。自転車が加害者となった交通事故で、高額な賠償金が請求される事例が相次いでいることから、自転車保険加入の促進、啓発が必要だと考えますが、御所見をお伺いいたします。

P.99

◎総務部長（門哲弘） 自転車保険につきましては、自転車運転者が加害者となるような事故も確かに発生いたしております。高額な賠償金を請求される事例もありますことから、これまで取り組んでいる交通安全啓発活動にあわせまして、自転車保険加入促進啓発を行うなど、加害者とならない、自転車運転マナー向上と並行した意識高揚を図ってまいりたいと考えております。

なお、先ほど申し上げましたこのチラシの中にも、自転車による交通事故でも、自転車の運転者に多額の損害賠償責任が生じるおそれがありますので、生じた損害を賠償するための保険等に加入するようにしましょうと、こういった文言も入った

チラシで啓発を進めているところでございます。

以上でございます。

P.99

◆（山本由美子議員） ありがとうございます。

兵庫県では、本年3月に自転車利用者に損害賠償保険の加入を義務づける全国初の条例を制定されております。やはり、誰もが加害者になりかねないということから、自転車保険の加入というのは、相手を守るためでもあり、自分を守るためにも必要だというふうに思いますので、自転車保険の加入促進に向けたさらなる取り組みをお願いいたします。ほんの一瞬の油断で起きる、人生を狂わせるという場合もありますので、安全第一を徹底していただきまして、被害者も加害者も生まない、そういう取り組みをこれからもよろしくお願いいたします。

以上で、全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。